

# 令和5年国東市農業委員会 第4回(4月)総会議事録

1. 開催日 令和5年4月11日(金)午後2時～
2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
3. 出席委員 13名出席
4. 欠席委員 3番 豊田委員、11番 森委員
5. 議事日程
  - 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第21号 農用地利用集積計画について
  - 議案第22号 農用地利用配分計画について
  - 議案第23号 農地法の規定による非農地証明書の交付について
  - 議案第24号 令和4年度農地利用状況調査による非農地決定について
  - 議案第25号 令和5年度最適化活動の目標の目標の設定等について
6. 報告事項  
なし
7. 協議事項  
なし
8. その他  
・次回農業委員会総会予定

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和5年第4回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>(資料確認終了)</p> <p>本日の出席確認 本日は、3番 豊田委員と9番 森委員が欠席で委員総数15名中13名の出席となります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。13番 徳丸委員、14番 佐藤副会長を指名しますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について申請番号14番から16番まで事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p>
副会長	<p>申請番号15番は、農地としてきちんと管理できているのでしょうか。</p>
事務局	<p>管理できています。</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 （全員挙手）</p> <p>議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>（資料に沿って説明）</p>
<p>前後推進委員</p>	<p>（意見書をもとに説明）</p>
<p>有長推進委員</p>	<p>（意見書をもとに説明）</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について申請番号 4 番及び申請番号 5 番の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p>
<p>佐藤副会長</p>	<p>申請書番号 4 番についてです。申請地の横が水路となっているが、実際水路として機能しているのか。機能していない水路であれば、隣の住宅に危害が及ぶのではないかと心配します。</p>
<p>事務局</p>	<p>この水路は、横に流れる向田川から満潮時や台風の時など増水して既存の小さい水路に逆流し流れ込み、あふれ出し隣の住宅まで流れ込んでいたため、それを防ぐために削った部分です。そういう水路であるので、今回の申請の排水により、隣の住宅に被害を及ぼすことはないものと考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、ご質疑・ご意見はございませんか。</p> <p>（意見・質疑なし）</p> <p>それでは、議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第21号 農用地利用集積計画について説明をお願いします。</p> <p>(資料に沿って説明)</p> <p>議案第21号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第21号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第21号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第22号 農用地利用配分計画について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>(資料に沿って説明)</p> <p>議案第22号 農用地利用配分計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第22号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

事務局	<p>議案第 22 号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第 23 号 農地法の規定による非農地証明の交付について説明をお願いします。</p> <p>(資料に沿って説明)</p>
議長	<p>議案第 23 号 農地法の規定による非農地証明の交付について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
	<p>議案番号 23 号 農地法の規定による非農地証明の交付について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
	<p>議案番号 23 号 農地法の規定による非農地証明の交付については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第 24 号 令和 4 年度農地利用状況調査による非農地決定について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議長	<p>議案第 24 号 令和 4 年度農地利用状況調査による非農地決定について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p>
吉本委員	<p>非農地証明を交付しても、登記変更までしていない事例が多いと思う。登記しなかったら固定資産税の課税はどうなるのか。</p>
副会長	<p>固定資産税は、現況により課税されるので登記しなくても農地のまま課税されることはありません。</p>
議長	<p>非農地証明を交付することによって、農業委員会の管轄から外</p>

	<p>れるということになる。</p> <p>その他、ご質疑・ご意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>議案第 24 号 令和 4 年度農地利用状況調査による非農地決定について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 24 号 令和 4 年度農地利用状況調査による非農地決定については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第 25 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について説明をお願いします。</p> <p>(資料に沿って説明)</p> <p>事務局</p> <p>議長 最適化活動の交付金対象となる活動について、事務局から少し説明をしてください。</p> <p>事務局</p> <p>(資料に沿って説明)</p> <p>議長 議案第 25 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>議案第 25 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 25 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等については、全会一致で承認されました。</p>
--	---

事務局	次に報告事項について何かありませんか。
議 長	(なし)
事務局	次に協議事項について何かありませんか。
議 長	(なし)
副会長	本日は以上になりますので、副会長に閉会のあいさつをお願いします。
	これをもちまして、第4回農業委員会総会を終了いたします。
	議 長
	議事録署名委員
	議事録署名委員